

環水大水発第 1411171 号
環水大土発第 1411171 号
平成 26 年 11 月 17 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の
水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準については、平成 26 年 11 月 17 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 126 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 127 号）が公布及び施行されたところである。

これらの改正は、有害物質による公共用水域及び地下水（以下「公共用水域等」という。）の汚染に適切に対応するため、健康影響等に係る新たな科学的知見や公共用水域等における検出状況等に基づき、公共用水域等の水質汚濁に係る環境基準のうちトリクロロエチレンについて基準値を見直したものである。

環境基準の達成のために必要な措置については、今後国においても順次講じていくこととしているが、貴職におかれても、下記事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の経緯

トリクロロエチレンについては、現在得られている健康影響等の科学的知見や公共用水域等における検出状況等を踏まえて、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ適切に講ずる必要があると考えられる物質として、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「水質環境基準健康項目」という。）の基準値が定められている。

平成 22 年 9 月に食品安全委員会において、トリクロロエチレンの耐容一日摂取量（TDI）が $1.46 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と評価されたことを踏まえ、平成 23 年 4 月の

水道水質基準の改定においては、WHOの飲料水水質ガイドライン第3版1次追補において示された飲料水の直接経口摂取以外の入浴時における吸入ばく露及び経皮ばく露量を考慮し、トリクロロエチレンの水質基準値が「0.03mg/L以下」から「0.01 mg/L以下」へと強化された。

このような動きを踏まえ、平成25年12月より、中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会において、水道水質基準の改定等を踏まえたトリクロロエチレンの水質環境基準健康項目の見直しについて検討が行われ、平成26年9月11日開催の中央環境審議会水環境部会における最終的な審議を経て、同日、中央環境審議会から環境大臣に対して答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第4次答申）」がなされた。

2. 新たな基準値

今般の答申を踏まえ、水質環境基準健康項目のうち、トリクロロエチレンの基準値について、現行の「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」とした。

3. 測定方法

従来どおり「日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法」とする。

4. 留意事項

トリクロロエチレンに係る平成26年度の環境基準の達成状況については、平成26年度の年間の総検体の測定値（基準値改正前の測定値を含む。）の平均値を新基準値（0.01mg/L以下）に照らして評価することとする。

なお、従来どおり、水質汚濁防止法第16条第1項の測定計画の策定に当たっては、年間を通じた公共用水域等の水質汚濁の状況が的確に把握できるよう配慮されたい。また、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日環水企第92号）に基づき、適切に公共用水域等の常時監視を実施されたい。